

### 確定申告、スマホ対応へ

### マイナンバーカードで認証

毎年、所得税の確定申告で税務署に出向いていますが、来年から電子申告が簡単になると聞きました。詳しく教えてください。



### ID・パスワード不要 e-Taxが来年から容易に

所得税の確定申告期間は毎年2月中旬～3月中旬で、この時期は税務署が非常に混み合います。電子申告納税システム「e-Tax」を使えば、自宅から24時間いつでも手続きできますが、事前準備が少々面倒ですね。

現行では電子申告するには、あらかじめ「e-Tax開始届出書」を税務署に提出し、IDとパスワードを入手した上で、申告書の作成・送信をする必要があります。しかし申告作業は基本的に年に1度なので、ID・パスワードを紛失する人が多いそうです。

2019年からは、マイナンバーカードとICカード読み取り機を持っていれば、IDとパスワードを入手しなくても電子申告できるようになります。従来通り、源泉徴収票や医療費の領収書などは5年間、手元に保管しておくだけで良く、利便性がかなり向上します。

マイナンバーカードかICカード読み取り機のどちらかが無い人は、従来通りです。その際、税務署で職員と対面して本人確認をした上で、ID・パスワードを入手する必要があります。

### マイナンバーカードとICカード読み取り機があれば



マイナンバーカードを読み取り機にかざせば、専用ID・パスワードがなくても申告できる。スマホにも対応

また、2019年からは国税庁のホームページの「確定申告書作成コーナー」にスマホの専用画面が出来ます。

マイナンバーカードとICカード読み取り機があれば、自宅のパソコンとスマホを近距離無線通信「Bluetooth(ブルートゥース)」で接続し、スマホから確定申告できるようになります。但し、給与所得者で年末調整が済んでおり、所得控除の項目が医療費控除、寄付金控除だけの一部申告者が対象となります。

### どちらかがなければ



電子申告の開始届出書を税務署に提出し、専用ID・パスワードを取得。パソコンで作成して申告。



国税庁は来年以降も電子申告の利便性を一段と高める方針で、今後スマホにマイナンバーカードをかざすだけで本人確認をして申告できるシステムの本格導入を検討しているそうです。


国税庁が電子申告の利便性向上に力を入れるのは、マイナンバーカードの普及拡大を狙ってのことです。2016年に交付が始まった同カードの普及率は、わずか1割強にとどまっているからです。ただ紙による確定申告についても現段階で廃止する考えはないとのこと。

利便性を比較した上で、自分に合った方法で申告の準備を進めましょう。



# この設備がなければ入居が決まらない (必要設備)

2018.10.15版 全国賃貸住宅新聞  
全国の管理・仲介会社  
322社のアンケート回答

単身者 向け物件	<b>1位 室内洗濯機置き場</b>	前回 1位
	防犯上の理由で 室外での洗濯を避けたいとの声が 若い女性を中心に多い。	
<b>2位 TVモニター付きインターホン</b>	前回 2位	
	宅配便業者などを装った犯罪の抑止に効果的	
<b>3位 独立洗面台化粧台</b>	前回 3位	
	バス・トイレとは別にして欲しいと要望が多い設備。	
4位 洗浄機能付き便座	前回 3位	
5位 インターネット無料	前回 5位	
6位 エントランスのオートロック	前回 6位	
7位 備え付け照明	前回 7位	
8位 宅配ボックス	前回 8位	
9位 ガスコンロ (二口/三口)	前回 9位	
10位 システムキッチン	前回ランク外	

ファミリー 向け物件	<b>1位 室内洗濯機置き場</b>	前回 3位
	室外設置は台風などの被害を うけてしまうので、入居が つかないとの声が多数。	
<b>2位 独立洗面化粧台</b>	前回 2位	
	ファミリー層では設置されていることを条件に 部屋を探す傾向が大きい。	
<b>3位 追いだき機能</b>	前回 1位	
	節水にも効果的なエコ設備の代表格の一つ。	
4位 TVモニター付きインターホン	前回 4位	
5位 洗浄機能付き便座	前回 5位	
6位 システムキッチン	前回 6位	
7位 エントランスのオートロック	前回 8位	
8位 インターネット無料	前回 9位	
9位 ガスコンロ (二口/三口)	前回 7位	
10位 エレベーター	前回 10位	

## しずおかFPサービス column

### 相続の専門家は？

相続について考えたときに専門家に相談したいと思う人も多いと思います。一番に思いつくのは税理士でしょう。税金のスペシャリストですし、相続について相談できる部分も多いです。しかし、相続手続きでも遺言に関わる実務は弁護士や司法書士、行政書士が専門家です。遺言書の作成や遺言の執行は税理士の専門ではないのです。

そして専門家でも得意分野があります。同じ税理士でも相続に関する仕事をほとんどやらないで、企業向けのサービスに力をいれている人もいます。自分が何を相談したいのか、によって活用できる専門家が異なり、専門家にも得意分野があるということを知っておきましょう。

専門家の種類	主な対応分野
①税理士	税金 (相続税、贈与税)
②弁護士	全般、トラブル時の代理人 (遺産分割協議、裁判手続等)
③司法書士	不動産の登記、遺言書に関すること、相続放棄等
④行政書士	遺言書の作成、遺産分割協議書作成
⑤不動産コンサル	不動産の分割、処分、活用
⑥信託銀行、FP等	全般、各専門家を結ぶコーディネーター

KONOIKE Co. 株式会社

KONOIKE は、お客様と社員が「夢」と「誇り」と「喜び」を  
共創できる素晴らしい会社を目指します。

□ 本社	〒430-0946	浜松市中区元城町216-11	TEL: (053) 455-0661 (代)	FAX: (053) 452-1930
□ 本店営業部	〒430-0946	浜松市中区元城町216-11	TEL: (053) 454-3723 (代)	FAX: (053) 454-9584
□ 静岡支店・特建部	〒422-8036	静岡市駿河区敷地1丁目5-15	TEL: (054) 269-5102 (代)	FAX: (054) 269-5103
□ 掛川支店	〒437-0039	袋井市・愛野東2丁目9-2	TEL: (0538) 45-0054 (代)	FAX: (0538) 43-7788
□ リニューアル部	〒430-0946	浜松市中区元城町216-11	TEL: (053) 455-1311 (代)	FAX: (053) 455-1312